

移住者ひた暮らし支援事業 申請の手引き

予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。
※事前相談は補助金申請を確約するものではありませんので、お早めにご申請ください。
また手引きを熟読し制度をご理解された上で申請してください。

2024.4

◆問い合わせ先

大分県日田市 商工労政課移住促進係（市役所3階）
〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6-1
TEL : 0973-22-8383 Email: hitagurashi@city.hita.lg.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日祝日年末年始除く）



移住者ひた暮らし支援事業について

◆対象となる物件

日田市空き家バンクに登録されている物件

◆対象となる方

- ・ 移住予定者
 - ・ 日田市に移住して1年未満の方
 - ・ 移住から1年以内に空き家バンク利用者登録を行い、移住から3年未満の方
- ※日田市地域おこし協力隊員やファーマーズスクール研修生等については、お問い合わせください。

条件チェックリスト

- 空き家バンク利用登録者であること
 - 空き家バンク登録者(所有者)と空き家バンク利用登録者間で結ばれた売買又は賃貸借契約であること
 - 空き家所有者と3親等以内でないこと
 - 転勤・出向等による職務上の転入、進学等による一時的な転入、配偶者と別居となる転入等でないこと
 - 世帯員の半数以上が、日田市への転入前5年間日田市に住民票を置いていないこと
 - 空き家バンク購入物件を生活の拠点とし、定住（5年以上）を誓約できること
 - **世帯全員が同時期に住民票を移していること**
- ※別荘利用と判別がつかない場合(世帯員の一部のみ住民票を移す場合等)は対象となりません。
- 本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活すること
 - 暴力団員または暴力団・暴力団員と密接な関係を持つものでないこと
 - 本市が移住者に対して行うアンケート調査に協力すること

◆補助内容

対象者	補助内容	補助額	補助率
移住者	① 家財の処分	10万円以内	10/10以内
	② 情報通信環境整備	4万円以内	
	③ 空き家の購入	100万円以内	1/2以内
	④ 空き家の改修	100万円以内	2/3以内
	⑤ 若者移住者加算 (転入時の年齢が45歳未満の方)	1世帯 50万円以内	1名につき 10万円

※③空き家の購入と④改修は併せて上限額100万円

※⑤若者移住者加算は、主な移住者と同時期に住民票を移す者かつ家族関係を書類にて説明できる者が対象。日田市移住支援金事業補助金の給付を受けている場合は申請できません。

※各経費ごとに分けてそれぞれ1回ずつ申請できるが、⑤若者移住者加算のみの申請はできません。

①家財の処分・・・登録物件及びその敷地内の家財処分にかかる費用

②情報通信環境の整備・・・ケーブルテレビや光回線、ホームWi-Fi等の加入金、工事費用、モデム購入費

③空き家の購入・・・登録物件の購入費用

④空き家の改修・・・台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修に要する費用

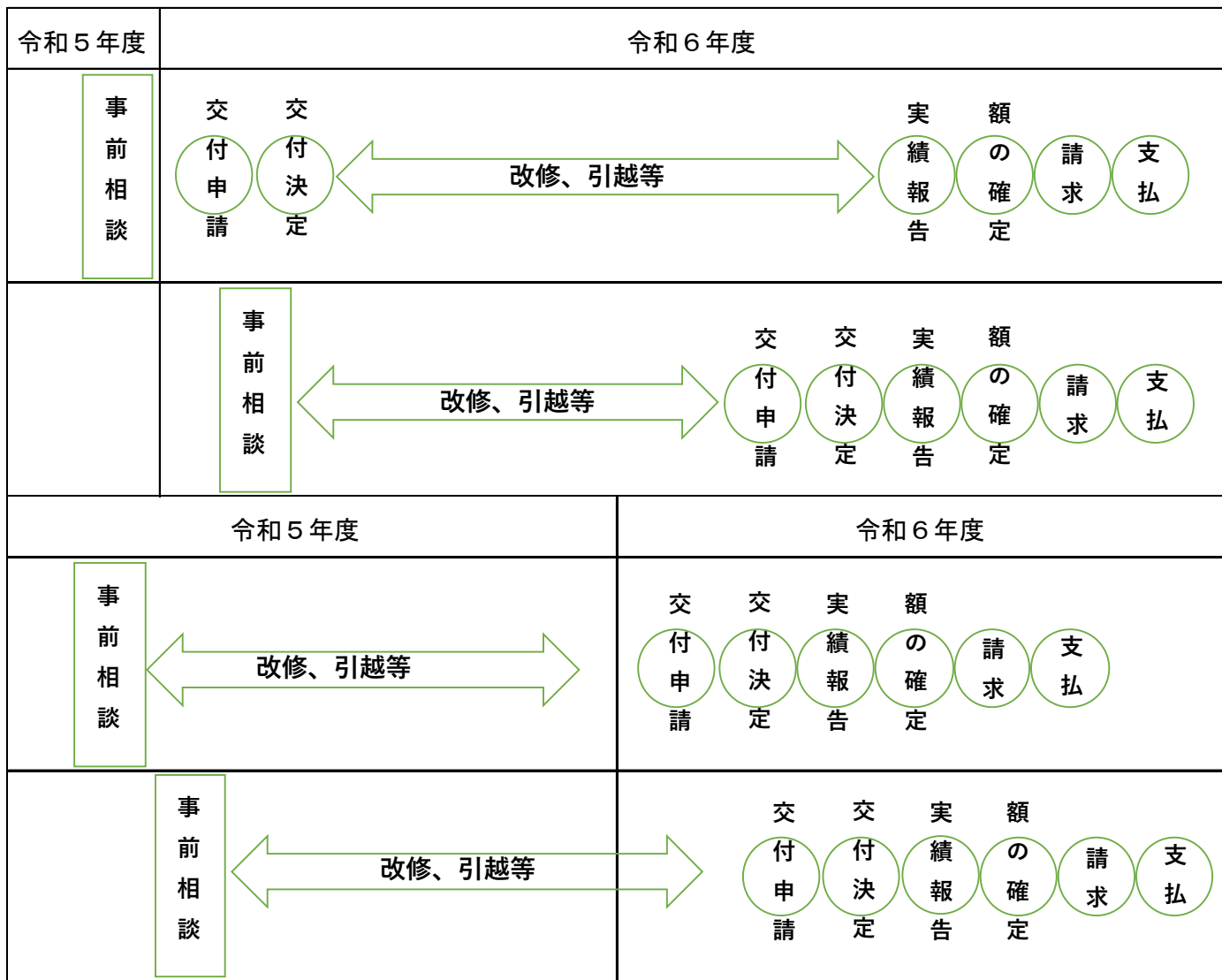
事業の流れ

① 商工労政課に相談する

移住者ひた暮らし支援事業の活用をお考えの方は、契約を行う前に**必ずご相談**ください。

申請から補助金の支払いまでを同一年度内（4/1～3/31）に終えなければならないため、申請スケジュールの確認を行います。

購入・改修や引っ越しが終わった後での事後申請も可能ですが、補助対象にならない内容もありますので、事前にご相談ください。



※令和5年4月以降に移住した方で、移住から1年以内に空き家バンク利用者登録をされている方は、移住から3年以内であれば、ひた暮らし支援事業の申請ができるようになりました。詳しくはお問い合わせください。

②申請書類を商工労政課に提出する

詳細は次ページで解説します。⇒STEP1

③「補助金交付決定通知書」が市から届く

④実績報告書を商工労政課に提出する

引越しや改修・転入手続き等すべてが終了したら、終了した日から30日以内または3月10日のどちらか早い方の日までに実績報告書を提出してください。

書類の確認や修正に時間を要する場合がありますので、日程に余裕をもって提出してください。

期限までに事業が終了していないときや書類の提出がなされないときは、補助金の交付はできません。

⑤「補助金交付額確定通知書」が市から届く

⑥「補助金交付請求書」を商工労政課に提出する

⑦補助金が市から交付される

請求書の提出から約2週間後に指定の口座に振り込みます。

⑧アンケートへ協力する（5年間）

アンケート回答は補助金交付条件となっていますので、ご協力をお願いいたします。

ご注意ください！

「移住者ひた暮らし支援事業」は、補助金を受けて入居した物件に5年以上住んでいただくことが条件となっています。**入居後5年未満で売却や取壊し、引越しなどを行うと補助金が返還**となりますので、ご注意ください。

申請の流れ

STEP1 交付申請

提出書類	申請時								
	補助金交付申請書	補助金計算書	誓約書	(戸籍の附票の写し 全部証明)	の売買又は賃貸契約書の写し	住民票の写し	見積書の写し	現況写真	所有者の承諾書
家財の処分							○	○	
情報通信環境の整備							○		
空き家の購入	○	○	○	○※1	○※4				
空き家の改修							○	○	○※3
若者移住者加算						○※2			

※1) 戸籍の附票(全部証明)は、世帯員全員の転入前5年間の住所が確認できるものを添付

※2) 住民票は、転入後の世帯員全員の生年月日、続柄が確認できるものを添付

※3) 空き家が賃貸物件である場合、賃貸期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権の放棄について確認できる所有者の承諾書

※4) 売買契約の場合は、登記完了証も添付すること

移住者ひた暮らし支援事業補助金計算書			
項目	かかる又はかかった費用	補助金申請額	備考
① 家財の処分	円	円	上限10万円 (1,000円未満切捨て)
② 情報通信環境の整備	円	円	上限4万円 (1,000円未満切捨て)
③ 空き家の購入	円	円	費用の1/2 上限100万円 (1,000円未満切捨て) ※注1

見積書の金額を記載

限度額未満の場合、1,000円未満切捨て

STEP2 審査

市に書類を提出後、必要な審査を行います。

交付決定までに、1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

STEP3 交付決定

ご自宅に「交付決定通知書」を郵送します。

STEP4 実績報告

提出書類	実績報告時					
	実績報告書	精算書	住民票の写し	請求書の又は領収書の写し	事業完了届	完了写真
家財の処分	○	○	○ ※1	○		○
情報通信環境の整備				○		
空き家の購入				○		
空き家の改修				○	○	○
若者移住者加算						

※1) 申請時に添付している場合は添付不要

※完了写真は、申請時に提出した現況写真と同じ場所から撮影し、着工前と着工後がわかるようにしてください。紙に印刷し提出する場合は、現況写真と同じ並びにしてください。データ提出可。

交付申請時から、補助対象経費の変更で補助金額に変更を及ぼすとき、又は各補助対象経費の20%以上の増減があるときは、実績報告前に変更申請が必要です。ご相談ください。

精 算 書

領収書の金額を記載

交付申請時の補助金
申請額

項 目	かかった費用	決定額	決算額	備 考
① 家財の処分	円	円	円	上限10万円 (1,000円未満切捨て)
② 情報通信環境の整備	円	円	円	上限4万円 (1,000円未満切捨て)
③ 空き家の購入	円	円	円	費用の1/2 上限100万円 (1,000円未満切捨て) ※注1
④ 空き家の改修	円	円	円	費用の2/3 上限100万円 (1,000円未満切捨て) ※注1

STEP5 審査

市に書類を提出後、必要な審査を行います。

STEP6 交付確定

ご自宅に「交付確定通知書」を郵送します。

「補助金交付請求書」を同封しますので、お早めに商工労政課に提出してください。

STEP7 請求

「補助金交付請求書」を商工労政課に提出

STEP8 交付

請求書の提出後、約2週間後に指定の口座に振り込まれます。

Q 家財の処分の対象外経費にはどんなものがありますか？

- A 家財処分補助は、新たに入居する方にとって支障がないような状態とすることを目的としています。そのため、対象となる家財は、「撤去しなければ居住に支障があるか否か」で判断することになります。
- また、納屋・物置及び倉庫やコンテナについては、規模により建築物となることから個別に判断します。
- なお、解体費用は対象外です。

Q 改修の対象外経費にはどのようなものがありますか？

- A
- ・別棟の車庫や物置
 - ・店舗等併設住宅の居住部分以外
 - ・冷暖房器具及び家電製品
 - ・カーテン、家具、調度品
 - ・外構工事
 - ・解体・除却のみの工事
 - ・申請者自身が行う改修

その他これらに類するもので不明な点は事前に商工労政課へご相談ください。

※電話、インターネット回線、CATVの引き込み工事は、情報通信環境整備の補助対象経費になります

※家財処分も改修も、現況写真(事前写真)と事後写真で実施の確認ができることが補助条件になっています。